

【嘉瀬川河川敷樹木採取公募 募集要項】

平成28年8月15日

九州地方整備局 武雄河川事務所長

次のとおり、「嘉瀬川河川敷公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募の概要

- (1) 名称：嘉瀬川河川敷公募型樹木採取に伴う公募
- (2) 公募期間：平成28年8月15日から平成28年8月31日まで
- (3) 場所：佐賀県佐賀市大和町東山田地先
(嘉瀬川右岸14k600～15k000)
- (4) 採取期間：平成28年10月1日から平成29年3月31日
- (5) 公募内容：嘉瀬川の高水敷での竹伐採及び搬出
- (6) 採取区域：別紙-1のとおり(約8,000㎡)

(7) 公募理由

河川の副産物の採取については、河川法(昭和39年法律第167号以下「法」という)第25条の河川区域内の土地における土石その他河川の副産物の採取許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行例(昭和40年政令第14号)第15条第1項に規定する竹林(以下「樹木」という。)あし及びかや等を対象に規定されています。

河川副産物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、刈草や伐木した樹木については、飼料、農業資材、燃料、ほだ木等に利用されるなど地域にとって有用な材となることから、樹木、芝草及び雑草(以下「樹木等」という。)に限定し、さらなる有効活用の促進から民間の許可受け者と河川管理者が除草や伐採等の工程を分担し取り組み試行を公募するものです。

2. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ② 公募期間中において、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

- ③ 直近1年間の税を滞納している者ではないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除申請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

※①及び②については企業及び法人等での申請の場合に適用される。
個人については③及び④が資格条件となる。

3. 応募方法

応募様式（様式－1）を下記受付期間内に下記方法にて提出すること。

提出方法：郵送（簡易書留等記録の残るものに限る。）及び持参。

提出先：国土交通省 九州地方整備局

武雄河川事務所 管理第一課

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745

電話 0954-23-5151(内線 332)

受付期間：平成28年8月15日から平成28年8月31日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

4. 質問書の提出

質問書の提出期限は平成28年8月22日（月）までとする。

上記期限内（必着）に質問書（様式－2）に記入のうえ、武雄河川事務所 管理第一課までFAX又は郵送にて送付すること。

回答は募集期間内にホームページにて回答する。

ただし、競争性確保の観点から、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

5. 提出にあたっての注意事項

- ① 手続きに使用する言語は日本語に限る。
- ② 応募に要する費用は応募者側の負担とする。

6. 選定方法の概要

（1）選定者の決定方法

- 1) 応募書類をもとに、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積などから総合的に評価し、優れた者を選定する。
- 2) 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒヤリング等を実施することがある。
- 3) なお、上記の審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場

合には、該当する応募者の中から抽選により申請者を選定する。

7. 選定結果の通知

平成28年9月12日（月）の発送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができる。質問書の提出は応募様式の提出先と同じ

8. 河川法の許可手続き

決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて武雄河川事務所に河川法第25条の規定に基づく樹木採取の申請を行い、許可を受けるものとする。

①申請書の提出

【河川法第25条申請】

- ・河川占用許可申請書
- ・事業の計画概要
- ・位置図
- ・平面図
- ・河川現況写真
- ・搬出経路を明示した図面

※申請書の提出部数は正1部、副1部の計2部とする。

②申請書の提出期限

平成28年9月21日（水）とする。

特段の理由なく、この期間内に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがある。

9. 採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報

- (1) 採取区域は別紙ー1のとおり。
- (2) 竹を主体とした竹材

10. 採取条件

- (1) 伐木の際は根元10cm以下の位置で切断し、枝葉も含み現場より回収して搬出すること。
- (2) 最低100㎡以上の採取を行うこと。
※最大採取量の定めは行わないが、応募者多数の時は採取区画指定及び採取量の制限を行う場合がある。

11. 採取に当たって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理等）の内容

- (1) 道路を横断する場合は、交通整理員を配置すること。
- (2) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施すること。
- (3) 作業においては、関係法令等を遵守すること。

1 2. 作業環境

- (1) 進入路の幅員：4 m程度（上空等に障害物はありません）
- (2) 出入り口：堤防道路との接続有り
- (3) 仮置場：有り

※作業に伴う道路環境は別紙－1を参照

1 3. その他注意事項

自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

- (1) 河川管理者が、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施時期を把握する。その結果に基づいて、必要に応じて許可受け者に適切な指導を行う場合がある。
- (2) 許可受け者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように指導する場合がある。
- (3) 採取は許可を受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行わなければならない。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合がある。なお、河川管理施設に対する損害については、法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがある。さらに河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとする。

1 4. 採取料徴収

採取料（占用料）について、河川法第25条の許可を受けた者が河川法第32条の規定により、佐賀県が徴収（河川の流水占用料等の徴収等に関する条例）することがある。

なお、今回の採取料については徴収されない。

1 5. 完了報告及び履行確認

許可受け者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこと。

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合がある。指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合がある。このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合がある。

16. 説明会

説明会は行わないものとする。

17. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請又は資料に虚偽の記載をした者の申請は決定通知を取り消す場合がある。

嘉瀬川河川敷竹採取箇所

別紙-1

